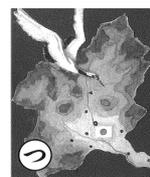




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年10月19日(火) 号外(第7号)

目次

ページ

規則

- 群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則(業務プロセス改革課) 2

公安委員会規則

- 群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部を改正する規則(警務課) 3

■ 規 則

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四百五十五号

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則(平成二十七年群馬県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。第二条第四項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に對する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務
第二条第九項を次のように改める。

9 条例別表第一の九の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 特別支援教育就学奨励費(県若しくは県に包括される市町村の設置する特別支援学校、県の区域内の私立の特別支援学校又は県の設置する中等教育学校(前期課程に限る。)に就学する児童又は生徒の保護者等(児童又は未成年の生徒については学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。第四条第六項において同じ。)に對して支弁する特別支援学校への就学のために必要な経費のうち教育委員会が認めたもの(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四百四十四号)によるものを除く。)をいう。以下同じ。)の支給に関する事務

二 特別支援教育就学奨励費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に對する応答に関する事務

第三条第四項第一号中「第十六条第一項又は第二十八條第二項」を「第十六条第一項若しくは第四項又は第二十八條第二項若しくは第四項」に改め、同項第二号中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に、「第二十八條第三項及び第二十九條第八項」を「第二十八條第三項及び第五項並びに第二十九條第九項」に改め、同項第三号中「第二十八條第三項及び第二十九條第八項」を「第二十八條第三項及び第五項並びに第二十九條第九項」に改め、同項第七号中「第二十九條第七項」を「第二十九條第八項」に改め、同項第十項各号を次のように改める。

一 高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
イ 当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第一百二十二号)第一条第二項の保護者等をいう。次号及

び次条第四項において同じ。)に係る生活保護実施関係情報

ロ 当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する情報

二 高等学校等学び直し支援金の支給に関する収入の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

ロ 当該届出を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する情報
第三条第十二項第一号中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 外国人要保護者等に係る労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三百三十二号)第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給に関する情報

第四条第四項第一号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 当該申請を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

第四条第四項第二号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 公安委員会規則

群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月19日

群馬県公安委員会委員長 町田 錦一郎

群馬県公安委員会規則第13号

群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部を改正する規則

群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成11年群馬県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第12号中「高崎北警察署（仮称）開設準備室」を「高崎北警察署開設準備室」に改める。

第40条の3の2の見出し並びに同条第1項及び第2項中「高崎北警察署（仮称）開設準備室」を「高崎北警察署開設準備室」に改め、同条第3項中「高崎北警察署（仮称）開設準備室」を「高崎北警察署開設準備室」に、「高崎北警察署（仮称）の」を「高崎北警察署の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。